

入札公告

Wellness Tourism Marketing Workshop 航空券にかかる手配業務

国際機関日本アセアンセンターでは、Wellness Tourism Marketing Workshop（於：インドネシア共和国バリ島）の実施にあたり、航空券手配業務の入札を行います。

手配業者の選定にあたっては、入札金額を主としつつ、参加者の負担が少ない最適な航空ルートなどの提案も評価対象とします。

1. 事業実施期間： 2026 年 11 月 24 日(火)～11 月 26 日(木)
(バリ島到着:11 月 23 日中、出発:11 月 27 日)
2. 実施場所： インドネシア共和国バリ島
3. 手配対象区間・人数（合計 21 名）：
 - 東南アジア 10 都市発着（エコノミークラス・計 20 名 / 各 2 名）：
バンドル・スリ・ブガワン（ブルネイ）、プノンペン（カンボジア）、ジャカルタ（インドネシア）、ビエンチャン（ラオス）、クアラルンプール（マレーシア）、ヤンゴン（ミャンマー）、マニラ（フィリピン）、シンガポール、バンコク（タイ）、ハノイ（ベトナム）
 - 東京発着（ビジネスクラス・1 名）
4. 手配条件および運賃種別要件
 - 運賃種別：有料で日程変更・キャンセルが可能なクラス（Value 運賃等、目安として 1 回あたりの変更・取消手数料が概ね 20,000 円以内の条件を満たすこと）。
 - トランジット宿泊：フライト接続の関係上、乗継地で宿泊が必須となる場合は、1 泊あたり 18,500 円（税・サービス料込）を上限として手配・見積に含めること。
 - 連絡・発券体制：予約・発券に係る搭乗者本人（または指定する現地協力者・事務局）との英語等による連絡調整、e チケット控えの送付・発送業務を含むこと。
5. 想定調達規模・予算目安
 - 想定見積総額: 300 万円 ～ 350 万円 程度(消費税および地方消費税相当額を含む)
 - 本金額は本情報公開時点における参考目安額（上限目安）であり、契約金額を確約・拘束するものではありません。
 - 航空券代（運賃本体、諸税、燃油サーチャージ、空港施設使用料等）、手配手数料、トランジット宿泊費等、手配にかかる一切の費用を含みます。
6. 契約金額および価格変動の取り扱い
 - 見積額は 2026 年 9 月 3 日(木)時点の公示運賃等に基づくものとする。

- 契約締結後、為替レートの変動および燃油サーチャージ等の変動に伴う価格調整（精算）は行わない。
- 本業務に係る見積金額は、通常の市場変動（為替レート、燃料価格等）を含め、原則として固定価格とします。ただし、契約締結後に、受託者の合理的な管理を超える外部要因（残席数による大幅な価格変動、大規模な航空運休、政府による渡航・運航制限、国際的な制裁措置等）が発生した場合、発注者および受託者は、影響の内容および必要な対応について誠意をもって協議するものとします。なお、当該協議に基づく契約条件の変更は、双方の書面による合意がある場合に限り行うものとします。

7. 提出書類および見積記載要件

- 提出期限: 2026 年 9 月 10 日(木) 17 時必着（電子メール）
- 見積書記載項目（様式任意）：
 1. 航空券代（運賃本体）
 2. 海外諸税
 3. 燃油サーチャージ
 4. 旅客保安料
 5. 空港施設使用料（各地）
 6. 手配手数料
 7. トランジット宿泊費（発生する場合）
 8. 見積有効期限
 9. 見積金額での発券期限
 10. 取消・変更・払戻の条件および手数料規定
 11. その他必要な諸費用
 12. （オプション）第 8 項の評価項目に関連した追記事項

8. 総合評価基準表

提出された書類の内容を元に下記項目で評価をします。

評価項目	配点	審査基準・評価の視点
価格点	70 点	2026 年 8 月 31 日時点の見積総額（航空券代、諸税、サーチャージ、手数料、宿泊費等を含む）の経済性。
フライト・旅程選定の妥当性	10 点	● 11 月 23 日着／27 日発を満たす最適なスケジュール（適切なルート選定・過度な待機時間の回避）。 ● 指定要件（変更手数料概ね 20,000 円以内）を満たす運賃クラスの選定妥当性。 ● 利用航空会社の信頼性（定時運航率・外部機関評価） ● トランジット宿泊発生時の旅程設定およびホテル手配の適切さ。

多国間手配・連絡実施体制	10 点	● 参加者および現地協力者との円滑な連絡・調全体制。 ● 参加者確定時における迅速な座席確保・発券フロー。
危機管理・トラブル対応力	10 点	● フライト遅延・欠航時の代替便確保および緊急時のサポート体制
合計	100 点	

9. 中止の判断： 本事業の安全かつ円滑な実施が危ぶまれる時は発注者の判断により中止する場合もあります。発生済み費用の扱いは、契約締結時に別途明示してください。
10. 参加人数の変更： 発注者は、予定参加者人数に変更が生じた場合は、受託者と協議の上、契約を変更できるものとします。
11. その他：
 - 本公告について定めのない事項、疑義が生じた場合又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、発注者と受託者間で協議の上定めるものとします。
 - 本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならないことを確約していただきます。
12. 照会/見積書提出先： 国際機関日本アセアンセンター観光交流チーム
(info_to@asean.or.jp)

以上